利用効率化設備」といい、⑶並びに⑷イ①、ロ①及びハ①にあってはコージェネレーション設備を除き、⑷イ②ｂにあっては当該設備に限る。）による設計一次エネルギー消費量の削減率（Ｅ）は、それぞれ次の（式１）及び（式２）により算出し、床面積当たりの設計一次エネルギー消費量（E_{TA}）にあっては整数未満の端数を切り上げた整数とし、エネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減率（Ｅ）にあっては整数未満の端数を切り捨てた整数とすること。

（式１）　$E_{TA}=E_T\times1{,}000/A_{total}$

（式２）　$E=(E_S/A_{total})/E_{TA}\times100$

これらの式において、E_{TA}、E_T、A_{total}、Ｅ、及びE_Sは、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_{TA}	床面積当たりの設計一次エネルギー消費量（単位　ＭＪ／（㎡・年））
E_T	設計一次エネルギー消費量（単位　ＧＪ／年）
A_{total}	当該住戸の床面積の合計（単位　㎡）
Ｅ	エネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減率（単位　％）
E_S	エネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減量（単位　ＭＪ／年）

ロ　等級７

設計一次エネルギー消費量が、基準一次エネルギー消費量の値を上回らないこと。なお、この場合に明示することができる床面積当たりの設計一次エネルギー消費量（E_{TA}）及びエネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減率（Ｅ）は、それぞれイの（式１）及び（式２）により算出し、床面積当たりの設計一次エネルギー消費量（E_{TA}）にあっては整数未満の端数を切り上げた整数とし、エネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減率（Ｅ）にあっては整数未満の端数を切り捨てた整数とすること。

ハ　等級６

次のいずれかに掲げる基準に適合していること。

①　設計一次エネルギー消費量が、基準一次エネルギー消費量の値を上回らないこと。なお、この場合に明示することができる床面積当たりの設計一次エネルギー消費量（E_{TA}）及びエネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減率（Ｅ）は、それぞれイの（式１）及び（式２）により算出し、床面積当たりの設計一次エネルギー消費量（E_{TA}）にあっては整数未満の端数を切り上げた整数とし、エネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減率（Ｅ）にあっては整数未満の端数を切り捨てた整数とすること。

②　（略）

ニ・ホ　（略）

⑷　評価基準（既存住宅）

イ　等級８

次に掲げる基準に適合していること。

①　目視・計測等（仕上げ材等により隠蔽されている部分に係るものを含む。以下この⑷において同じ。）により確認された評価対象住戸の現況又は評価対象住戸の図書等に記載された内容が、⑶イの基準に適合していること。なお、この場合に明示すること

（新設）

イ　等級６

次のいずれかに掲げる基準に適合していること。

①　設計一次エネルギー消費量が、基準一次エネルギー消費量の値を上回らないこと。なお、この場合に明示することができる床面積当たりの設計一次エネルギー消費量（E_{TA}）は、次の式により算出し、整数未満の端数を切り上げた整数とすること。

$E_{TA}=E_T\times1{,}000/A_{total}$

この式において、E_{TA}、E_T及びA_{total}は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_{TA}	床面積当たりの設計一次エネルギー消費量（単位　ＭＪ／（㎡・年））
E_T	設計一次エネルギー消費量（単位　ＧＪ／年）
A_{total}	当該住戸の床面積の合計（単位　㎡）

②　（略）

ロ・ハ　（略）

⑷　評価基準（既存住宅）

（新設）